

## 仙台市監査委員公告第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による請求について、同条第 5 項の規定により監査を行ったので、その結果について次のとおり公表します。

令和 8 年 6 月 5 日

仙台市監査委員	加 藤 邦 治
同	岩 渕 健 彦
同	峯 岸 進 一
同	小野寺 利 裕

### 第 1 請求のあった日

令和 8 年 4 月 10 日

### 第 2 請求人

1 名

### 第 3 請求の概要

#### 1 請求の趣旨

監査委員は、消防局長に対し、消防団員活動報酬架空請求によって仙台市が被った公金詐取による損害を返還させるために必要な措置を講ずるべく勧告するよう求める。

#### 2 請求の理由

仙台市宮城野消防団東仙台分団では、分団員の活動報酬の架空請求が組織的・継続的に行われていた。

請求人が庶務部長の職務で活動報酬請求事務に携わった期間のうち、令和 6 年 2 月～令和 7 年 4 月までの間に 113 件の架空の活動報酬請求を消防局に提出し、497,200 円の公金を詐取し分団員に支給させ、仙台市に損害を生じさせた。

前記の架空請求事案の一部を令和 7 年 5 月上旬に仙台市総務局総務部行政経営課に内部通報した。

内部通報は総務局より消防局に送られ令和 7 年 5 月 23 日付で受理された。

令和 8 年 2 月 9 日に消防局より調査結果が送付された。これによると 1 件の

不正請求が認定され 8,800 円が返還されたことになっているが、不正ではなく過剰請求で、事務手続きの誤りで処理された。しかしながら、組織的、継続的に行われてきた証拠を添付したにもかかわらず証拠は評価されず、組織的に不正を意図して報酬請求した事実は確認出来なかったとの調査結果に終わった。

請求人はこれに不服を申し立て、再調査を求めたが、消防局より却下された。

今回は、上述の不正請求事案以外の架空請求の詳細及び架空請求であることの査証として突合した同期間中の積載車・消防団器具等点検記録簿を提出する。

なお、本件事案は公金の支出をはじめとする財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年以上経過しているものではあるが、これは仙台市より内部通報の調査結果を待っていたために相当期間が経過したものであることを申し添える。

また、仙台市青葉消防団における、活動報酬不正請求事件に関する令和8年3月15日付の新聞報道によれば、消防局は、他の市内7消防団55分団についても再調査し、不正請求はなかった旨回答している。この発言は当時の消防局総務課長によるものであるが、当該課長は請求人が内部通報した宮城野消防団における不正請求事件の調査に携わった人物である。にもかかわらず、宮城野消防団で1件2名に対し不正請求により受給した公金8,800円を返還させていた事実を隠蔽して、報道機関の取材に対して虚偽の事実を公表した。

さらに本件事案の消防局による調査期間中である令和7年9月30日に請求人は宮城野消防署内において、本件事案調査対象者である、当時の宮城野消防団東仙台分団長より内部通報した件について恫喝、詰問を受けた。その際、当該分団長は「消防局総務課の係長より、お前の名前を聞いた」と発言した。

請求人はこの件につき公益通報者保護法違反として総務局総務部に公益通報し受理された。

令和7年12月23日付の公益通報調査結果通知書によると、消防局総務課の調査担当職員が通報に関する秘密を前記分団長に漏らした事実は確認できなかったとのことだった。この調査結果が真実であるならば、当該分団長は、消防局職員の名前を騙り請求人に対して恫喝、詰問を行ったことになるが、消防局はその件については一切の調査をしていない。

監査委員は、宮城野消防団東仙台分団における活動報酬不正請求の全容を調査し、架空の不正請求によって仙台市より不当に詐取された公金の返還を宮城野消防団東仙台分団に求める措置をとるよう請求する。

### 〔事実を証する書面〕

- 1 仙台市宮城野消防団東仙台分団に係る令和6年2月～令和7年4月の出場報酬請求内訳書（請求人において不正請求と考えるものを赤色で塗り

つづして特定したもの)

- 2 1 と同期間の積載車・消防団器具等点検記録簿
- 3 分団長（当時）、副分団長（当時）から請求人への架空請求依頼の LINE スクリーンショット
- 4 当該分団の前庶務部長から請求人への LINE スクリーンショット
- 5 当時の東仙台分団員名簿
- 6 報道記事（「仙台・消防団不正請求 宮城野の分団でも 不正『110 件 50 万円』」と題するもの）
- 7 報道記事（「仙台の消防団 報酬不正請求 2年で25万円未返還」と題するもの）
- 8 公益通報に係る受理通知（令和7年5月23日付 R7 消総総第932号）
- 9 公益通報に係る調査結果通知（令和8年2月9日付 R7消総総第932-2号）
- 10 再調査及び懲戒処分を実施しない旨の通知文書（令和8年3月3日付 R7 消総総第932-3号）
- 11 公益通報受理不受理決定通知書（令和7年10月9日付 R7総総行第1475号）
- 12 公益通報調査結果通知書（令和7年12月23日付 R7総総行第1475-2号）
- 13 請求人の身分証（消防団員手帳）の写し

（注）事実を証する書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

#### 第4 監査の実施

本件監査請求について、法第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

##### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

本件監査請求について、法第242条第7項の規定に基づき、令和8年5月18日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は請求の要旨の補足として「陳述書」の提出により概ね以下のような陳述を行うとともに、新たな証拠の提出を行った。

本件は、自身が所属する宮城野消防団東仙台分団の分団長及び副分団長（いずれも当時）の指揮命令で、消防局に対し架空の活動報酬請求をし、公金を不当に詐取したものである。不正請求の当事者である自身が住民監査請求という手段に訴えた理由は、消防局が調査に消極的であり、限界があると判断したからである。

自身が行った内部通報につき、本年2月に消防局より調査結果が出されたが、真実とは大きくかけ離れた内容であった。消防局が認定した2名分8,800円

の不正請求も、事務手続き上のミスによる過剰請求であり、組織性もなく悪質性もないと判断して、この事案の事実すら隠蔽した。

青葉消防団の不正請求について新聞報道があったが、同時期に東仙台分団の不正請求に関する調査も行われていたにもかかわらず、当時の総務課長は、取材に対し、他の市内7消防団55分団について再調査した結果、不正請求はなかったと虚偽の証言をした。

再三にわたり、事実認定が誤りであるとして、消防局に再調査を申し出たが、却下されたため、致し方なく、住民監査請求に至った。監査委員は、事実関係を公正に調査し、公正な判断を行い、詐取された公金の返還と、今後、不正を起させないための環境づくりを行うよう勧告されたい。

不正は、当時の分団長、副分団長の指揮命令のもとに自身が行ったものであり、報酬を受け取った各団員には何の責任もない。

自身はこれまで、消防団活動に真摯に取り組んできた。このような不正をすめるために消防団に入ったわけではない。消防団に入ってくる方は、純粋に、地域のために何かできないかと考えるような意識の高い方であり、そうした方たちに同じような思いはさせたくない。

不正請求に関して自身が述べたいことは以下の5点である。

#### (1) 幽霊団員が架空の活動をしたこととして活動報酬を詐取したもの

各分団の活動報酬の枠は、当該年度の5月1日の在籍団員数によって算出されるため、報酬枠の確保のために幽霊団員を存続させている。退団の申し出があっても退団させない、退団する場合でも5月31日付とすることが行われてきた。

毎年1月頃に消防局から、活動報酬の請求が一度もなされていない団員の活動状況につき問い合わせがある。幽霊団員であることを隠すために、2～3月に架空の活動報酬を請求するのである。

当時の分団長による2名分の架空請求の指示のLINE、前庶務部長による以前から架空請求が行われていたことを示すLINEの記録を消防局に提示したが、消防局は事務手続き上のミスであり不正請求ではないと結論付けた。消防局に尋ねたところ、当該分団長は「当該2名が年間を通じて何らかの活動をしているだろうとの認識のもとで依頼した」と話しており、総合的に判断して、不正を意図して組織的に報酬請求を行った事実までは確認できないとした、との説明であった。しかしながら、このうち1名は令和4年3月に県外へ、もう1名は4年以上前に市外へ転居している。当該分団長が知らなかったということはある得ず、上記は虚偽の発言であると推測される。

#### (2) 余った活動報酬枠を分団員に分配するために、架空の活動をしたこととして活動報酬を詐取したもの

1月の行事が終わると、年度内に使える報酬枠が確定してくる。前任者に、余った報酬枠は使わなくてもよいのかを尋ねたところ、全部使い切るようにとの指示を受けた。

(3) 分団独自で団員に無報酬にて出場を強要した活動に対して、報酬の一部を補填するものとして架空の活動をしたことにより活動報酬を詐取したもの

消防団では毎年、消防局の指示のもと、9月に特別点検、10月に機械器具点検を実施する。小型ポンプ操法、部隊訓練、機械器具置場の管理状況等が点数化され、宮城野消防団内で順位が決定される。上位の成績を獲ることに固執する分団長が就任すると、分団員に事前練習等が強要されるが、そのすべてにつき活動報酬を請求すると、報酬枠が枯渇してその後の行事や防火広報等で報酬をつけるのが困難になるため、年が明けて報酬枠に余裕が出たときに架空の活動報酬請求を行って、一部を補填する形を取っている。

適正に報酬をつけられないような分団独自の練習の強要はやめるよう、自身から当時の分団長へ進言したところ、幹部等での相談の結果、令和6年度の特別点検に係る事前練習は、他分団と合同で実施する2回のみと決定され、当時の分団長も一旦は了承した。しかし、翌日になって決定が白紙にされ、分団独自の練習が課されることとなった。そのため、自身は、事前練習参加を強要された分団員を備忘録に記録し、やむなく、のちに架空請求にて報酬の一部を補填した。

(4) 団員に対して年間報酬を分団に上納させていることに対して、一部補填するために架空の活動をしたことにより活動報酬を詐取したもの

東仙台分団では、分団員に支給される年間の職務報酬のうち30,000円を、分団運営費として分団へ強制的に上納させている。

分団運営費は、消防団員共済加入費、特別点検のテント代、伝統階子乗り隊への補助金等に充てられるが、団員1名当たりの必要経費は10,000円程度であり、それ以外は、一部の団員の飲食費、交際費、慶弔費として浪費されている。

今回の架空請求の一部は、団員自らが分団運営費を負担していて、分団の宴会等に一度も参加せず、お金の取られ損になっている団員への一部補填として使用された。

(5) 幹部会議と称して分団運営費を使用し居酒屋、飲食店等で飲み食いした挙句、さらに会議名目で活動報酬を詐取したもの

東仙台分団の幹部会議は、令和6年度から居酒屋等での飲食を伴うものとなった。分団のお金を使って飲み食いをし、さらに会議名目で報酬を請求するのはおかしいと苦言を呈したが相手にされなかった。この件も内部通報したが、消防局は会議として適正な報酬請求であると判断した。

以上のほか、請求人は、監査委員からの質問に答える形で、次のとおり説明した。

- ・ 事実証明書として提出した出場報酬請求内訳書において赤色に塗りつぶしたものが架空請求であるが、これは自身が事務を行ったものであり、間違いない。
- ・ 出場報酬請求内訳書において、令和7年4月12日の出場事由が「置き場清掃、備品手入れ、帳票類整理」とされているが、このような作業自体がそもそもなく、今の団員は一切行っていない。また、活動した際は記録簿を作成することになっているが、この日に関しては、記録簿が存在しなかった。
- ・ 記録簿については、調査が入るのに備え、自身が架空で作成したこともある。
- ・ 現在、消防局が行っている調査では、ヒアリングに当たって、活動が裏付けできるものを持ってくるとされているが、自身が行っていたように書類を改ざんして持っていく可能性があり、不正の事実は何も出てこないと思う。
- ・ 自身が庶務部長の時には、記録簿との突合は行っておらず、LINEによる活動報告をもとにして出場報酬請求内訳書を作成していた。

このほか、事案全体に係る所感、請求人が把握している不正請求の手口、消防局が新たに提出を義務付けた活動管理記録に係る所感及び消防局が導入を進めているアプリケーションに係る所感が書面により示された。

#### 〔新たな証拠〕

前記第3の事実を証する書面と重複するものを除き以下のとおり。

- ・ 「令和6年度 出場報酬の配当について」と題された、宮城野消防団の各分団への配当が記載された文書
- ・ 内部通報の結果に対する請求人からの質問への回答文（仙台市消防局総務課主幹兼消防団係長名）
- ・ 当時の分団長と不正請求の対象となった団員の家的位置関係を示す地図
- ・ 前庶務部長から請求人へ活動報酬枠を使い切るよう説明したLINEスクリーンショット
- ・ 消防団の特別点検に向けた無報酬の事前練習について説明したLINEスクリーンショット
- ・ 「令和8年度東仙台分団『活動運営費』の納入について」と題された、東仙台分団長名の文書
- ・ 東仙台消防協力会第65回定期総会議案書
- ・ 消防局から各分団に会計の適正運用を求めたとされる文書（令和5年8月

28日付 R5 消総総第 1857 号, 平成 29 年 3 月 13 日付 H28 消総総第 3008 号  
ほか)

- ・請求人が当時の副分団長に対し飲食を伴う会議に苦言を呈した LINE スクリーンショット
- ・宮城野消防団東仙台分団における報酬不正請求に関する上申書(請求人より宮城野消防団長あてのもの)
- ・請求人による内部通報について当時の分団長が団員全員に送信した LINE スクリーンショット
- ・消防団員災害出場者名簿様式
- ・消防団活動管理記録記載例
- ・分団員全員の印鑑を分団が管理保管していることを示す写真
- ・消防団アプリの導入に向けた準備について(通知)(令和 7 年 12 月 17 日付 R7 消総総第 3454 号)
- ・「消防団指令システムのメール配信内容及びアプリケーションの登録方法について」と題された文書

(注) 新たな証拠の内容については, この監査結果への記載を省略した。

## 2 監査の対象部局 消防局

## 3 陳述を聴取した職員 消防局長, 同局次長, 同局次長兼総務部長, 予防部長, 総務課長

## 4 監査対象事項

本件監査請求の趣旨等を勘案し, 請求人が出場報酬請求内訳書への赤色の塗りつぶしによって特定した仙台市宮城野消防団東仙台分団員に対する本市からの出場報酬及び費用弁償の支出が違法又は不当であるかを監査対象事項とした。

## 第 5 監査結果

本件監査結果については, 合議により, 次のとおり決定した。

本件監査請求については, 請求の一部に理由があるものと認め, その範囲で認容する。

### 1 監査対象事項に係る主な事実経過

監査の結果, 監査対象事項に係る主な事実経過は, 以下のとおりであること

を確認した。

ア 令和7年3月25日

資金前渡取扱者である消防局総務課長において、令和7年2月出場分の出場報酬及び費用弁償を口座振替により各団員に支払った。

イ 令和7年4月14日

宮城野消防団に係る令和7年3月出場分の出場報酬等請求書が提出された。

ウ 令和7年4月25日

資金前渡取扱者である消防局総務課長において、令和7年3月出場分の出場報酬及び費用弁償を口座振替により各団員に支払った。

エ 令和7年5月12日

宮城野消防団に係る令和7年4月出場分の出場報酬等請求書が提出された。

オ 令和7年5月23日

資金前渡取扱者である消防局総務課長において、令和7年4月出場分の出場報酬及び費用弁償を口座振替により各団員に支払った。

## 2 理由

### (1) 出場報酬及び費用弁償について

非常勤の消防団員に対しては、仙台市消防団員に関する条例（昭和28年仙台市条例第10号）の規定により、出場報酬及び費用弁償（以下これらを「報酬等」という。）が支給される。このうち出場報酬については、水火災等の防衛活動に従事した場合及びその他の消防団活動に従事した場合に支給されるが、本件監査請求の対象はその他の消防団活動に従事した場合の出場報酬であり、1回につき4,200円が支給される。併せて、消防団活動に従事した場合には、1回につき200円の費用弁償が支給される。

報酬等の請求は、仙台市消防団員に関する規則（昭和28年仙台市規則第9号。以下「規則」という。）により、消防団長が消防団員報酬等請求書を市長に提出することによりなされるが、前記「その他の消防団活動」は、分団の判断で行われており、これに従事した場合の報酬等については、分団からの報告に基づき請求が行われる。

また、規則において、報酬等は、その月分を翌月中に支給するとされている。

### (2) 法第242条第2項による期間制限について

法第242条第2項は、同条第1項で定める一連の財務会計行為のあった日から1年を経過したときは住民監査請求を行うことができない旨と、「正当な理由」があるときはこの限りでない旨を定めている。

本件においては、監査請求があったのは令和8年4月10日であるから、1年という期間との関係では、令和7年4月9日以前の支出については、住民監査請求ができないこととなる（なお、最高裁判所平成18年12月1日判決に従い、会計管理者が資金前渡取扱者である消防局総務課長へ支払を行った日ではなく、同課長が各団員への支払を行った日を基準とする。）。

具体的には、報酬等は、前記(1)のとおり、その月の分を翌月中に支給することとされているが、前記1アのとおり、令和7年2月出場分の報酬等が同年3月25日に消防局総務課長から各団員の口座に振り込まれ、これが期間制限にかかっていることを踏まえると、請求人が架空の活動を含む報酬等の請求を行ったとするもののうち、令和6年2月から令和7年2月までの出場分については、期間制限にかかり、監査の対象外となる。

これに対し、請求人は、本市に対して請求人が行った内部通報の調査結果を待っていたために相当期間が経過した旨を述べており、「正当な理由」がある旨を主張するものと解されるところである。

この点につき、最高裁判所平成14年9月12日判決は、法第242条第2項本文を、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして監査請求の期間を定めたものとした上で、「正当な理由」を認めるに当たっては、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合であることを求めている。

これを本件について見るに、請求人は、当該公金の支出の前提となる請求行為の当事者であり、当該公金の支出がなされた時期にその存在又は内容を知ることができなかつたとは言えず、陳述の際にも、請求人は、自身が庶務部長として報酬等の架空請求を行ってきたと認めている。そうすると、請求人は、1年を経過する前に住民監査請求を行うことが可能な状況にあったと言える。

また、内部通報制度と住民監査請求との間に、いずれか片方が優先するとの関係がないことからすると、内部通報の調査結果が出るのを待っていたことが住民監査請求を行う上で障害になったとは認められない（なお、請求人が内部通報の対象としたのは、本件監査請求の対象とされた113件の請求のうちの一部（10件）であり、この点からも、内部通報の調査結果が出るのを待っていたことが、住民監査請求を行う上で障害になっていたとは認め難い。）。

以上より、令和7年2月出場分以前の支出について、1年を経過する前に住民監査請求を行わなかつたことにつき「正当な理由」があるとは認められ

ないことから、請求人が出場報酬請求内訳書への赤色の塗りつぶしによって示した各報酬等のうち、令和7年4月10日以降に支出されたもの、すなわち、同年3月出場分及び4月出場分に係る報酬等の支出を本件監査の対象とした。

(3) 支出事務について

本件報酬等の支出に係る各種書類を監査した結果、仙台市消防団員に関する規則実施要領（昭和62年11月1日消防局長決裁）に定める様式により消防団長からの請求があり、その内容についても、東仙台分団からの報告内容と齟齬はなく、これに基づき規則に定める期間内に支出が行われており、これら書類上においては、手続きに特段の瑕疵は見られなかった。

(4) 個々の報酬等に係る支出の適否について

前記(2)により、本件監査の対象となる個々の支出は、表1のとおりである。いずれも、1回につき出場報酬4,200円と費用弁償200円の計4,400円が支給されている（なお、請求人提出の出場報酬請求内訳書からすると支払額はそれぞれ「4,200円」であるが、費用弁償も宮城野消防団長から同時に請求されていることが当局提出資料によって確認でき、請求人のいう「活動報酬」には費用弁償も含まれているものと解される。）。

表1

団員	出場日	出場場所	出場事由	支払日	支払額
A	3月3日	東仙台・鶴谷・新田	春季火災予防運動防火広報	4月25日	4,400円
B	3月3日	X町内会	春季火災予防運動啓発ビラ配布	4月25日	4,400円
C	4月12日	東仙台コミュニティ・センター	置場清掃・備品手入れ・帳票類整理	5月23日	1名につき4,400円
D					

A団員からD団員までの4名に係る5件の支出が監査の対象となるが、それぞれに対する判断は、以下のとおりである。

① 令和7年3月3日 A団員分

消防局からは、当該団員による同日の活動を証明する記録はなく、本人も「令和7年3月3日は仕事の関係で活動していないと思う」と述べており、活動を伴わないものであったとされている。今回の監査の中でも当該団員からヒアリングを行ったが、これと矛盾する説明はなかったほか、消防局も活動を証明する記録がないとしているとおり、同日の「積載車・消

防団器具等点検記録簿」にもA団員が点検に従事したことを示す記録はなかった。

以上より、当該請求は、活動を伴わない請求であったと判断される。

なお、当該請求について、A団員は把握していなかったとのことであった。

② 令和7年3月3日 B団員分

消防局からは、当該団員による同日の活動を証明する記録はなく、本人も「活動していない」と述べており、活動を伴わないものであったとされている。今回の監査の中でも当該団員からヒアリングを行ったが、これと矛盾する説明はなく、以上より、当該請求は、活動を伴わない請求であったと判断される。

なお、当該請求について、B団員は把握していなかったとのことであった。

③ 令和7年4月12日 B・C・D団員分

消防局からは、これら団員からの説明、LINEの記録、同日の「消防団施設点検記録簿」の記録等から、活動を伴う適正な報酬等の請求であったとされている。

今回の監査の中でもB・C・D団員それぞれから個別にヒアリングを行ったが、消防局の説明と矛盾するところはなく、いずれの団員からも、同日はB・C・D団員の3名で活動したとの説明があった他、C団員が分団内で活動参加者を募り、B・D団員が同日の活動に参加する旨を述べたLINEの記録や、C・D団員の間で、B団員を加えた3名により置場清掃等の活動を行う旨を事前に共有する内容のLINEの記録等を現認することもできた。LINEの記録を現認する際は、トーク履歴をスクロールして、加工されたものではないことを確認している。

同日の「消防団施設点検記録簿」にB・C・D団員の3名が活動した旨の記録があることも確認でき（当該記録簿上の施設の使用日については後述のとおり。）、以上より、B・C・D団員に係る請求は、いずれも活動を伴う適正なものであったと判断される。

④ 記録簿等について

ところで、請求人は、個々の団員が活動に従事したことを示す記録類について、一部自らが架空のものを作成していた旨、あるいは、総じて架空のものを作成することが可能である旨を主張するもののようなものである。

前記①及び③において、2点の記録簿を活動従事の有無に係る判断に用いたが、請求人は概ね、一般論として前記のようなことを主張しているものと解され、これら2点の記録簿を具体的に指し示して架空のものであるとは述べていないところである。このうち、前記③で触れた「消防団施設

点検記録簿」については、ヒアリングにおいて、C団員から、D団員が記録したものであるとの説明があった他、D団員自身も自らが記録したものであると述べている。以上より、これら2点の記録簿については、架空のものであると判断する理由はないものとする。(なお、当該「消防団施設点検記録簿」上では施設の使用日が「4月11日」と記録されているが、曜日の欄には「土」とあり、LINEの記録からも「4月12日(土)」に活動を予定している旨のやり取りがなされていたことが確認でき、ヒアリングにおいても誤記であるとの説明がなされていることから、「4月11日」とあるのは「4月12日」の誤記であると判断され、この点は、当該「消防団施設点検記録簿」を架空のものではないかと疑う根拠にはならないものとする。)

また、請求人は、出場報酬請求内訳書において令和7年4月12日の「出場事由」が「置場清掃・備品手入れ・帳票類整理」とされていることにつき、そのような内容の活動は存在しないとしている。

この点、LINEの記録からは、事前に、置場清掃、ホースの巻き直し及びライフジャケットの手入れ(衣装ケースに入れる等)が予定されていたことが確認でき、また、ヒアリングの際に、同日に実際に行った活動を聞き取っても、これらの作業を行った旨の説明が得られていることからすると、前記③のとおり、令和7年4月12日については、活動への従事があったものと判断される場所である。(なお、ヒアリングの際には、衣装ケースの手入れを行った旨の説明もなされた一方で、帳票類の整理を行った旨の説明は得られなかった。)

#### ⑤ 不正の指示の有無等について

ア 請求人は、組織的に不正を意図して報酬等の請求が行われてきたとし、自身が当時の分団長から不正を行うよう指示されたとする根拠として、A～D団員とは別の、出場実績のない2名の団員につき「1回だけでも出場した事には頂けないだろうか」とする「2/21(金)」のLINEの記録を提示している。LINEのやり取り自体は前記(2)で述べた監査対象外の時期のものであり、対象となった団員も異なるが、以下、当時の分団長によるLINE上の発言について検討することとする。

この点、消防局からは、当時の分団長が、報酬等の請求の指示はしておらず、支給内容も把握していなかった旨や、請求にあたって当時の庶務部長(請求人)から請求書を見せられることはなかった旨を証言したことを踏まえ、当該分団長は、職責を十分に果たしていないものの、報酬等の請求に関与していないものと考えられるとされている。また、前記のLINEの記録については、2名の団員が何らかの活動を行っているはずとの認識のもと提案を行ったものである旨を当該分団長が証言したとされている。

今回の監査の中で当時の分団長からヒアリングを行ったが、消防局に対する説明と大きく矛盾する説明はなかったところである。前記の LINE の記録については、当人が分団の LINE グループから退会していたため現認することはできなかったが、その内容については、宮城野消防署の職員より 1 回も出場していないのは適切ではない旨の連絡を受けたことから、年度内に 1 回でも出場させるようにして欲しいとの趣旨で送信したものである旨の説明がなされたところであり、この点は、消防局から得られた説明とは一部異なっている。

また、請求人は、当該不正請求の対象となった 2 名はその時期には市外へ転居しており、当時の分団長がそれを知らなかったことはあり得ないと主張しているが、当時の分団長からは、1 名は週末ごとに本市へ戻って生活をしてきた旨、もう 1 名はたまに見かけることがあり転居した事実を知らなかった旨の説明があった。

当時の分団長からの説明等は以上のとおりであるが、「1 回だけでも出場した事にしては頂けないだろうか」との LINE の文面については、活動実体のない報酬等の請求を促したように見えることは否定できないところである。

イ 請求人は、報酬枠の都合上、適正に報酬等を請求することができない分団独自の練習等があり、自身はこのような練習等への参加の強要をやめるよう当時の分団長に進言して一旦は了承されたものの、その判断が変わり、団員へ当該練習等への参加が強要されたことから、やむなく後に架空請求を行って一部を補填した旨を今回の監査請求の中で説明している。この件に限らず、前記の練習等の全般につき、年が明けて報酬枠に余裕が出た時に架空請求を行って一部を補填していたということのようであるが、この点については、当時の分団長から指示があったことを裏付ける資料は提示されていない。

また、請求人は、年度末に報酬枠が余る際は架空請求を行っていたと述べ、その根拠として、前任の庶務部長とやり取りをした「2/18 (火)」の LINE の記録を提示しているが、その内容は、報酬枠は使い切らなくてもよいのかとの請求人の質問に対し、前任の庶務部長が「すべて使ってください」と答えたというものである。年度末まで約 1 か月半あることを踏まえると、この文面をもって、請求人が前任の庶務部長から架空請求を行うよう指示を受けていたと断ずることはできない。

そして、前記①から③で述べたヒアリングの中でも、当時の分団長が不正を指示していたという話は承知しておらず、前任・後任の庶務部長の下では架空請求のような行為は行われていない旨の証言が、団員からなされていたところである。

ウ こうした点を踏まえ、活動を伴わないものと判断した前記①及び②の請求を改めて眺めてみるに、対象となったA・B団員はいずれも、別の日については、請求人提出の出場報酬請求内訳書において不正請求ではないとされた活動が複数認められ、当該年度内に複数回にわたり活動を行っているものと考えられることから、請求人の指摘するような、在籍団員数を維持するための措置として架空請求を行った事案であるとは認められないものである。また、前記イのとおり、年度末に架空請求を行って報酬枠を使い切るよう請求人に対して指示がなされていたとは断定できないから、これら前記①及び②の請求については、請求人の前任者又は上役等からの指示に基づき組織的に行われたものと認めることはできない。

以上より、令和7年3月分及び4月分の活動報酬の支出について、一部に活動を伴わない請求に基づくものがあることが認められる。

よって、本件監査請求については、一部に理由があるものと認める。

## 第6 勧告

本件監査請求には一部理由があるので、法第242条第5項の規定により、市長は、表2のとおり、返還所要額が記載された団員に対して、当該返還所要額を期日を定めて返還を求める措置を令和8年6月30日までに講じることを勧告する。

なお、当該措置を講じたときは、同条第9項の規定により、その旨を通知されたい。

表2

団員	出場日	出場場所	出場事由	返還所要額
A	3月3日	東仙台・鶴谷・新田	春季火災予防運動防火広報	4,400円
B	3月3日	X町内会	春季火災予防運動啓発ビラ配布	4,400円

## 第7 意見

監査結果は以上のとおりであるが、請求人は、監査対象外の事案についても自ら相当数の架空請求を行っていた旨述べている。

消防局においては、現在、令和2年度以降のものを対象として、市内の全分団の請求状況等について調査を行っているところであるが、前記の請求人の証言も踏まえ、迅速かつ適切な調査の実施を求めるものである。特に、年間を通じて出場実績のない団員に係る報酬に関しては、監査対象期間外の事案ではあ

るものの、活動を伴わない請求が分団内部において行われた可能性が否定できないところであり、こうした点にも十分に留意して調査にあたる必要がある。

本件監査においても、活動を伴わない請求事案が確認されており、二度とこのようなことを起こさないよう真摯な反省のうえに立って、全分団への調査結果を踏まえつつ、報酬等の支払いに至る各種の手続きの見直しなど必要な措置を講じ、再発防止と綱紀粛正を図ることで消防団に対する市民からの信頼の回復に努められたい。

消防局及び消防団が一丸となって、消防団員が地域防災のリーダーとして誇りをもって活動に注力できるよう環境整備に取り組まれることを望むものである。